

令和4年度

定期監査結果報告書
(第1次)

市産業環境企業農業委員会事務局
民経境業
部済部部局

大牟田市監査委員

定期監査の結果について（令和４年度第１次）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

なお、本監査及び報告は大牟田市監査基準に準拠しています。

1 監査の種類 定期監査

2 監査の対象部局等 市民部、産業経済部、環境部、企業局、 農業委員会事務局

3 監査の実施期間

令和４年 10 月 3 日（月）から令和４年 11 月 30 日（水）まで

4 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行等 令和４年 8 月末日現在

物品、現金等の管理 検査日現在

5 監査の着眼点

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

6 監査の方法

今回の監査は、主に令和４年度における財務に関する事務の執行状況を対象とし、関係法規及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて試査するとともに、関係職員等からの説明を受け実施した。

7 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり個別指摘事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別指摘事項に対する措置が講じられた場合は、その通知を求めるものである（地方自治法第 199 条第 14 項）。

【監査項目】

一般会計

(市民部)

[歳入]

- 1 総務手数料 (市民課)
- 2 軽自動車税 (税務課)

[歳出]

- 3 広聴相談活動費 (市民生活課)
- 4 戸籍異動処理事務費 (市民課)
- 5 賦課徴収費 (税務課)

[公印・物品]

- 6 公印・物品の管理 (市民生活課、税務課)

(産業経済部)

[歳入]

- 1 環境共生緑地敷地使用料 (産業振興課)
- 2 石炭産業科学館観覧料 (観光おもてなし課)

[歳出]

- 3 中小企業金融対策費 (産業振興課)
- 4 企業誘致費 (産業振興課)
- 5 動物園管理費 (観光おもてなし課)
 - (1) 動物園施設管理費
 - (2) 動物園駐車場管理費
- 6 新規就農支援事業費 (農林水産課)
- 7 三池港にぎわい創出事業費 (三池港・みなと振興室)

[公印・物品]

- 8 公印・物品の管理 (産業振興課、三池港・みなと振興室)

(環境部)

[歳入]

- 1 ごみ処理手数料 (環境業務課)
- 2 製造肥料頒布収入 (環境施設課)

[歳出]

- 3 水洗化促進キャンペーン事業費 (環境業務課)
- 4 ごみ処理委託料 (環境業務課)
- 5 し尿処理委託料 (環境業務課)
- 6 リサイクルプラザ管理費 (環境施設課)
- [公印・物品]
- 7 公印・物品の管理 (環境業務課、環境施設課)

(農業委員会事務局)

[歳出]

- 1 農業委員会事務局費

国民健康保険特別会計

(市民部)

[歳出]

- 1 出産育児一時金・葬祭費 (保険年金課)

水道事業会計

[支出]

- 1 委託料
- 2 工事請負契約事務

[公印・物品]

- 3 公印・物品の管理 (総務課)

公共下水道事業会計

[収入]

- 1 公共下水道使用料金の算定・徴収事務

[支出]

- 2 前渡金の管理

[公印・物品]

- 3 公印・物品の管理 (総務課、下水道課)

【個別指摘事項】

一般会計

(産業経済部)

1 動物園管理費

(観光おもてなし課)

(1) 動物園施設管理費

大牟田市動物園空調工事について、6月1日に契約していたが、8月末時点で支出負担行為書が起票されていなかった。

また、9月30日に工事が完成し、10月3日には建築住宅課職員による検査確認が終了しているにもかかわらず、11月16日時点で支払い処理がなされていなかった。

検査確認書受理後に原課が工事写真の手直しを指示していたための遅れであったが、工事は計画どおりに施工され、検査確認も終わっていることから、速やかに支払い処理を行うべきである。

(2) 動物園駐車場管理費

大牟田市動物園駐車場管理業務委託契約において、以下のような事例が見受けられた。

- ・ 契約では業務報告書、駐車管理システム保守報告など報告書の提出が求められているが、例月の業務報告書しか提出されていなかった。さらに、提出された例月の業務報告書には、駐車場使用料の記載しかなく、業務の実施結果及び処理状況についての報告はされていなかった。
- ・ バスなどの大型車用の駐車場には駐車場ゲートがなくレシートがないため、駐車場使用料を確認するには、委託業者が駐車場入口で交付している領収書の控えを確認する必要があるが、その確認を行っていなかった。
- ・ 繁忙期などに、委託業者の判断で大型車用の駐車場に普通自動車等を駐車させているが、その際に発行する領収書の控えがなく、駐車台数や駐車料金の確認ができなかった。さらに、原課は委託業者がそのような取扱いをしている事実も把握していなかった。
- ・ 再委託は禁止されているが、承諾を得ずに「駐車管理システム保守点検」「機械警備保守点検」が再委託されていた。

動物園駐車場については、令和2年度定期監査時の「動物園駐車場使用料」に係る監査において、契約書・仕様書等に定め

られている業務が行われているかの確認が不十分であることや、仕様書の業務内容に不備があることを指導していた。

しかしながら、今回の監査でも、業務の確認が不十分であり、前回の監査で業務内容に追記が必要とされた項目の追記がされていないだけでなく、他にも駐車場の管理に必要な仕様の不備が明らかとなった。

市が直接実施するよりも、効果的な事業実施が可能と判断し、業務委託を行っていることから、その事業の実施状況についての確認は必須であり、契約書・仕様書に基づき提出された報告書や業務実施状況についての確認は適切に行うべきである。

業務委託契約の内容を十分に理解した上で、事業の実施に取り組まれない。